

地方公共団体発行割引証等取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>地方公共団体発行割引証等取扱規則 2018年4月1日規則第40号</p> <p><u>(臨時的措置)</u></p> <p><u>第32条 単独用無料乗車証については、臨時的措置として、別記様式第1号ウに加え、大阪市が加工することにより別記様式第1号ウー2の様式とした乗車証を用いることができるものとし、本様式については、大阪市が加工したものに限り、第29条第4号の適用はないものとする。</u></p> <p>別記様式 大阪市が発行する割引証等 (1) 無料乗車証 ウー2 単独用無料乗車証</p> <p style="text-align: center;">表 裏</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="159 938 459 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>保健福祉 業務担当 000025</p> <p>不 大阪市</p> <p>2024年4月1日から 単独用無料乗車証</p> <p>2025年3月31日まで有効</p> <p>適用交通機関 本市が指定する交通機関</p> <p>氏名 見本 大阪府 健康保険</p> <p>地下鉄・ニュートラムをご利用の場合は、自動改札機に本証を 通してご利用ください。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">単のみ</p> </div> <div data-bbox="548 1102 965 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ご 注 意</p> <p style="text-align: center;">1. 本証は、記名人が 使用する場合に限り券面に記載された支店機関を無料でご利用いただけます。</p> <p style="text-align: center;">2. 大阪シティバスをご利用の場合は、運転士に本証を必ずお見せください。</p> <p style="text-align: center;">3. Osaka Metroをご利用の場合は、自動改札機をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">4. 他社線に乗り越された場合は、別途運賃が必要となります。</p> <p style="text-align: center;">5. 精神障がい者保健福祉手帳を常に携帯し、係員が請求したときは本証とあわせてお見せください。</p> <p style="text-align: center;">6. 使用資格を失ったとき、不要になったときは各区保健福祉業務担当にお返しください。</p> <p style="text-align: center;">7. 本証を折り曲げたり、磁気のあるものに近づけないでください。</p> <p style="text-align: center;">8. 本証を不正使用した場合は、無効なものとして回収し、累年度以降の発行はいたしません。</p> </div> </div>	<p>地方公共団体発行割引証等取扱規則 2018年4月1日規則第40号</p> <p>別記様式 大阪市が発行する割引証等 (1) 無料乗車証</p>	

附 則

この規則の第32条の規定及び別記様式第1号ウー2は、2024年12月23日から施行し、2025年3月31日をもって失効するものとする。なお、第32条の規定及び別記様式第1号ウー2は、2025年3月31日の経過をもって自動的に削除する。